

平成20年度 第1回 大阪市都市計画審議会 会議要旨

1 日 時 平成20年5月13日（火） 午後2時30分から午後3時33分

2 場 所 ヴィアール大阪 4階 会議室

3 出席者

（委員）

村橋会長、松澤会長職務代理者、岡村委員、角野委員、志水委員、中原委員、
鳴海委員、槇村委員、大丸委員、黒田委員、森山委員、船場委員、荒木委員、
坂井委員、福田委員、八尾委員、青江委員、金沢委員、土岐委員、瀬戸委員、
寺戸委員、稲森委員

（臨時委員）

石橋委員

（本市出席者）

（幹事）

北村計画調整局長、立田計画部長、高橋都市計画担当課長

（説明者）

〔計画調整局〕

中谷都市デザイン担当課長

高橋建築企画担当課長

〔健康福祉局〕

辻健康推進部保健主幹

〔環境局〕

渡邊減量美化担当課長

縣廃棄物処理計画担当課長代理

4 議 題

議第129号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について

議第130号 一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

5 議事要旨

（1）計画調整局（幹事）から議題について説明を行った。審議の結果、原案のとおり可と答申された。

- ・ 議第129号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について
「中之島四つ橋筋地区」の追加について審議された。
- ・ 議第130号 一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
一般廃棄物処理施設の用途に供する位置（西成区津守三丁目地内）について審議された。

（2）意見等の概要は次のとおり

（議第129号）

■ 委員からの主な意見・質問

- ・ 容積率1,600%への緩和はどのような要素により判断されたのか。
- ・ フェスティバルホールのグレードアップはどのようなものか。
- ・ 高さが低層、中層、高層の3段階で設定されているが低層と中層の考え方について聞きたい。

- ・ 現在の建築物は、非常に古い、質の高い近代建築であり、保存やデザインの検証や工夫についての議論等について聞きたい。
- ・ 景観誘導方策も都市計画として生かしていく必要があると考えるが、どのような方針をもっているのか。
- ・ 今回の案件を含め、都市再生特別地区による容積率の緩和により約100万平方メートルの床面積を増やすこととなる。ヒートアイランド現象や地球温暖化の面から見ての影響の吟味が必要である。

■ 説明

- ・ 都市機能の導入、交通ネットワークの充実、公共空間の確保、都市環境への配慮、都市機能の充実の5点の指標により判断し、600%の緩和が相当と判断した。
- ・ フェスティバルホールは、建替えにより、舞台の拡張、本格的なオペラが可能な仕様、車いすスペースの確保などが図られる。
- ・ 低層部は、阪神高速道路の下に建物がくる構造となるため、最高限度25メートルと定めている。中層部については東側、西側ともに90メートル、高層部の最高限度については、航空法の制限を考慮し200メートルと定めている。
- ・ 事業者は、新しいビルにおいては、基壇部に現在の建物のデザインを継承し、高層部は基壇部からセットバックを行い、出来るだけ圧迫感のない空となじむようなデザインを考えている。
- ・ 中之島地区は都市景観条例に基づき中之島景観形成地域に指定されており、水辺にふさわしい潤いある景観形成をしていただきたいと考えている。
- ・ 河川水を利用した地域冷暖房施設の導入等による環境面への配慮が行われる。

(議第130号)

■ 委員からの主な意見・質問

- ・ 資源ごみはどの程度排出され、現在どのように処理されているのか。
- ・ 本施設における周辺への環境負荷についてのアセスメントの結果について説明願いたい。
- ・ 杉並病などの問題もある。大阪市としての認識を聞きたい。

■ 説明

- ・ 市内での一般廃棄物は、約160万トンが収集され、うち約5万トンが資源回収され、資源化していくという流れになっている。
- ・ 一般廃棄物の処理施設の許可申請にあたり廃棄物処理法により規定される生活環境影響評価を事業者が行っており、粉じん、有害物質、浮遊粒子状物質などの大気質、騒音、振動、悪臭などについて調査を行った結果、全ての項目において環境保全目標値に適合していた。
- ・ 今回計画されている施設では、杉並区の事例とは異なり、分別収集後の容器包装プラスチックのみを処理する施設であり、施設規模も杉並区のものの10分の1以下の小規模なものであり、健康被害発生のおそれはないと考えている。

6 会議資料

- ・ [議第129号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更について](#)
- ・ [「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」に対する意見書の要旨](#)
- ・ [参考資料](#)
- ・ [議第130号 一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について](#)

7 お問い合わせ先

計画調整局計画部都市計画担当

電話番号 06-6208-7872

FAX 06-6231-3753

メール ea0006@city.osaka.lg.jp